

# 道路に関する基準

## 1 道路の計画

「主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為」については、令第25条第1～5号、則第20条、則第20条の2及び則第24条に規定されている基準に従って、道路を計画しなければならない。ただし、既存の建築物の建替等で、やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

### (1) 道路の機能

道路は、都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計されていること。 (令第25条第1号)

### (2) 道路の幅員の基準

予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模等に応じて、6 m以上12 m以下で国土交通省令で定める幅員（小区間で通行上支障がない場合は、4 m）以上の幅員の道路が当該予定建築物等の敷地に接するように配置されていること。ただし、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合であって、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路で国土交通省令で定めるものが配置されているときは、この限りでない。 (令第25条第2号)

令第25条第2号の国土交通省令で定める道路の幅員は、住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物の敷地でその規模が1,000㎡未満のものにあつては6 m（多雪地域で、積雪時における交通の確保のため必要があると認められる場合にあつては、8 m）、その他のものにあつては9 mとする。 (則第20号)

令第25条第2号ただし書の国土交通省令で定める道路は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 開発区域内に新たに道路が整備されない場合の当該開発区域に接する道路であること。
- 二 幅員が4 m以上であること。 (則第20条の2)

運用は、次の、の基準を開発行為の類型に従って適用すること。

なお、幅員構成については、「道路構造令」を参照すること。

開発区域内に新たに道路が整備されない場合の、道路の幅員の基準

開発区域内に新たに道路が整備されない場合、予定建築物等の敷地は、用途、敷地規模等に応じて次の表に掲げる幅員の道路（原則として公道）に接する計画とする必要がある。

予定建築物等の用途及び敷地規模	幅 員
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流通業務施設（流通業務市街地の整備に関する法律第2条第1項）で、敷地面積が5,000㎡以上のもの</li> <li>・ 物品販売業を営む店舗で、「延べ面積が1,000㎡以上」又は「敷地面積が3,000㎡以上」のもの</li> <li>・ 工場で、敷地面積が5,000㎡以上のもの</li> <li>・ 第一種特定工作物</li> <li>・ 第二種特定工作物</li> <li>・ その他上記に類するもの</li> </ul>	<p>9 m以上</p> <p>(注1：都市計画区域内)</p> <p>(注2：都市計画区域外)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記以外のもの</li> </ul>	<p>4 m以上</p> <p>(注3：都市計画区域外)</p>

(注1：都市計画区域内)

- ・ 主たる通学路でないこと等により、想定される歩行者等の交通量が多くなく、交通上支障がないと認められる場合は、「6 m」を限度に緩和される。
- ・ 第二種特定工作物のうち墓園の用に供する20ha未満の開発行為で、交通上支障がないと認められる場合は、「5 m」を限度に緩和される。

(注2：都市計画区域外)

開発区域内に新たに道路が整備されない場合の道路の幅員で、開発区域に接する道路（農林道については、予定建築物等がその道路の目的を阻害しないもの）の幅員が9 m以上必要な場合にあっては、主たる通学路でないこと等により、想定される歩行者等の交通量が多くなく、交通上支障がないと認められる場合、又は次の全てに該当し、交通上支障がないと認められる場合で、6 m以上の道路幅員があること。

なお、開発区域に接する道路は、他の交差する幅員5 m以上の道路まで必要な幅員が確保されていること。

- (1) 交通安全上支障がないものとして、市町村と十分協議がなされており、市町村の土地利用計画及び環境の保全上支障がないこと。
- (2) 開発区域に接する道路で、他の交差する幅員5 m以上の道路までが、次のイ及びロ又はイ及びハの要件に該当するものであること。
  - イ 他の交差する道路までの距離が、開発区域より150m以上1 km以内に配置されていること。
  - ロ 片側1車線以上で、基準に満たない部分の前後に、歩行者等の交通安全上支障がない滞留場所等が有効に配置されており、基準に満たない部分が、他の交差する道路までの距離の1割未満であること。
  - ハ 片側1車線以上で、歩車道が分離されていること。
- (3) 開発区域に接する道路部分の幅員が9 mに満たない場合、その部分について幅員9 m以上確保すること。
- (4) 道路管理者等との開発区域に接する道路についての交通安全上の協議が整っていること。

(注3：都市計画区域外)

開発区域内に新たに道路が整備されない場合の道路の幅員で、開発区域に接する道路（農林道については、予定建築物等がその道路の目的を阻害しないもの）の幅員が4 m以上必要な場合にあっては、開発区域と他の幅員4 m以上の道路との交差する区間において、幅員4 m以上確保されていること。

#### 開発区域内に新たに道路を整備する場合の、道路の幅員の基準

開発区域内に新たに道路を整備する場合は、開発区域内の道路を予定建築物等の用途・敷地規模、開発区域の規模等に応じて、次の表に掲げる幅員の道路がそれぞれの配置基準に従って予定建築物等の敷地に接するよう計画し、かつ開発区域内の主要な道路がP295 「開発区域内の主要な道路」が接する道路の幅員に適合する開発区域外の道路に接続させるものとする。

開発区域内の道路の幅員

開発目的	道路区分	開発規模に応じた幅員				配置基準
		1 ha 未満	1 ha 以上 3 ha 未満	3 ha 以上 20ha 未満	20ha 以上	
住宅地	区画道路	6 m以上 (敷地規模が1,000㎡未満で、小区間の場合は、4 m以上(注))				小区間とは延長120m以内をいう。 詳細はP 289「住宅地の区画道路」参照。
	区画幹線道路		7.5m 以上	9 m以上		各敷地から150m以内の距離に、区画幹線道路が設けられていること又は区域外の(P 295)に掲げる幅員の道路が設けられていること。
	主要幹線道路				12m 以上	各敷地から250m以内の距離に、主要幹線道路が設けられていること又は区域外の(P 295)に掲げる幅員の道路が設けられていること。
住宅地以外	区画道路・区画幹線道路	9 m以上 (敷地規模が1,000㎡未満の場合又は小区間の場合は、6 m以上)				小区間とは延長120m以内をいう。
	主要幹線道路				12m 以上	各敷地から250m以内の距離に、主要幹線道路が設けられていること又は区域外の(P 295)に掲げる幅員の道路が設けられていること。

(注) 通常、電柱等を幅員の範囲内に設置することは認められているが、小区間で4 m以上とする場合にあっては、その幅員内に電柱等の障害物を設置することは認められない。4 mの幅員の外に設置すること。

住宅地の区画道路(小区間の開発道路・袋路状の開発道路)

予定建築物の用途、予定建築物等の敷地の規模等に応じて、6 m以上12m以下で国土交通省令で定める幅員(小区間で通行上支障のない場合は、4 m)以上の幅員の道路が当該予定建築物等の敷地に接するように配置されていること。  
(令第25条第2号より)

道路は、袋路状でないこと。ただし、当該道路の延長若しくは当該道路と他の道路との接続が予定されている場合又は転回広場及び避難通路が設けられている場合等避難上及び車両の通行上支障がない場合は、この限りでない。  
(則第24条第5号)

前記(2) 「開発区域内の道路の幅員」の基準のとおり、住宅地の区画道路の幅員は原則として6 m以上である。ただし、小区間に限り4 m以上とすることができる。

また、袋路状の道路(行き止まりの道路)については、規則において規定されており、原則として禁止されている。ただし、同規則のただし書に該当する場合に限って、袋路状とすることができる。

これらの基準の具体的な運用は、通り抜け道路と袋路状道路に分けて、次のイ及びロによる。

イ 通り抜け道路

区画道路の標準として幅員は6 m以上(P 291図)であるが、通り抜け道路については、「通り抜けの状況」及び「当該道路延長」に応じて、次の表に掲げるような幅員6 m未満の道路を計画することができる。

通り抜けの状況	当該道路延長	最低幅員の緩和	図番
両端が「幅員4m以上の既存道路」又は「幅員6m以上の開発道路」に接続する場合	120m以内の場合	幅員を4m以上6m未満とすることができる。	図 - 1 図 - 2
	120m超の場合	120mまでの連続した1区間に限り、幅員を4m以上6m未満とすることができる。その他の区間は幅員6m以上で延長12m以上の道路とする。	図
片端が上記の道路に接続し、他の片端が「幅員1.8m以上4m未満の既存道路」に接続する場合	80m以内の場合	幅員を4m以上6m未満とすることができる。	図
	80m超の場合	80mまでの連続する1区間に限り、有効幅員を4m以上6m未満とすることができる。その他の区間は幅員6m以上で延長12m以上の道路とする。	図

□ 袋路状の道路

袋路状の道路は原則として禁止されているが、次に掲げるものは認めている。

一 幅員が6m以上のもの(図 )

二 次の表に掲げる、「接続する道路」及び「当該道路延長」に応じた「幅員等の条件」を具備したもの

(注) 「幅員が4m以上6m未満の袋路状の既存道路」に「幅員6m未満の袋路状の開発道路」を接続する場合は、次の表の条件に加えて、当該開発道路の接続部分に基準(P294「i 中間に設ける転回広場」)に適合する転回広場を設けなければならない。(図 - 1, 図 - 2)

接続する道路	当該道路延長	最低幅員の緩和	図番
「幅員4m以上の既存道路」, 「幅員6m以上の開発道路」又は「幅員4m以上で通り抜けの開発道路」に接続する場合	35m以内	幅員4m以上とする。	図 - 1 図 - 3
「幅員4m以上の既存道路」又は「幅員6m以上の開発道路」に接続する場合	35m超で120m以内の場合	幅員を4m以上とし、延長が35m以内ごと及び終端に、基準(P294「i 中間に設ける転回広場, ii 終端に設ける転回広場」)に適合する転回広場を設ける。	図
	120m超の場合	120mまでの連続した1区間に限り、延長が35m以内ごと及び終端に、基準(P294「i 中間に設ける転回広場, ii 終端に設ける転回広場」)に適合する転回広場を設けて、幅員を4m以上とすることができる。その他の区間は幅員6m以上で延長24m以上の道路とする。	図 - 1 図 - 2

## 八 開発道路の計画例

### 一 通り抜け道路（小区間），袋路状開発道路

図 及び図 は標準図であるが，その他は最低基準に基づいた計画図であり推奨するものではない。

（凡例）



 : 「幅員 4 m 以上の既存道路」又は「幅員 6 m 以上の開発道路」であることを示す。
  : それぞれに特記の道路を示す。

図  
基本例

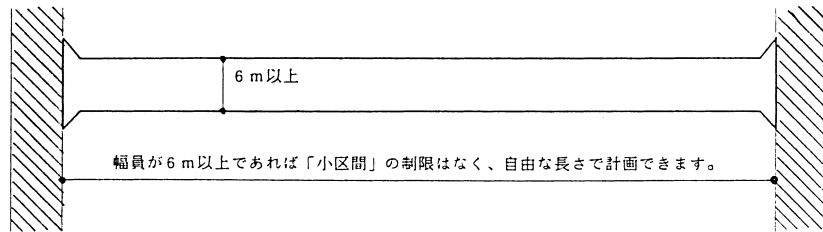


図 - 1

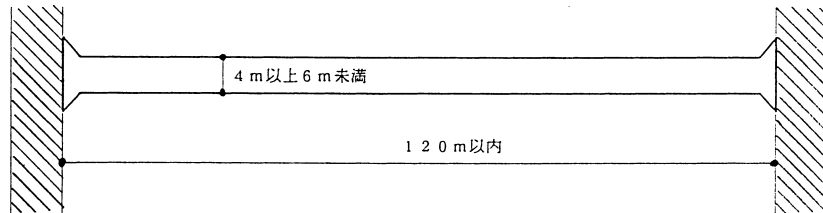
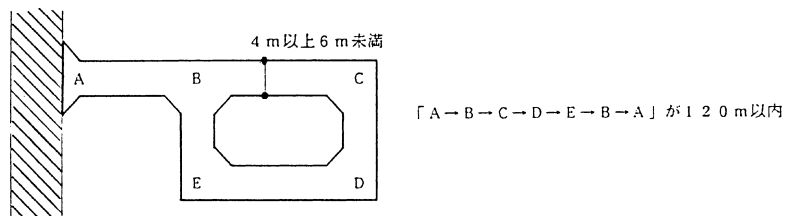
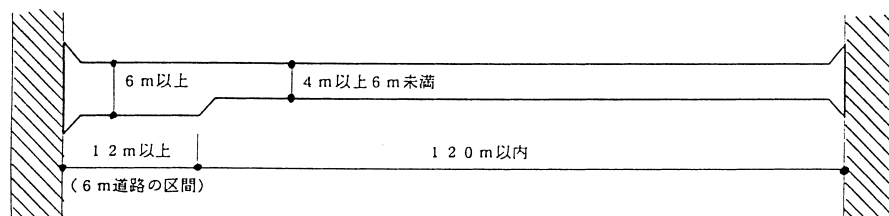


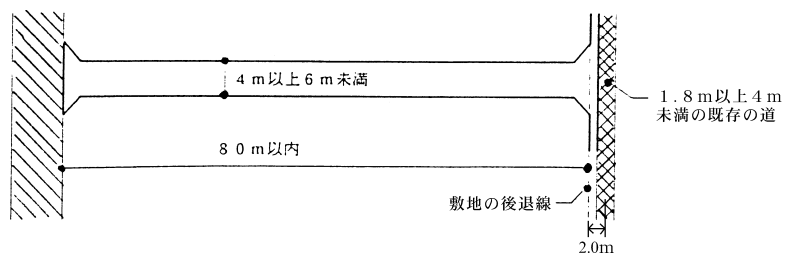
図 - 2



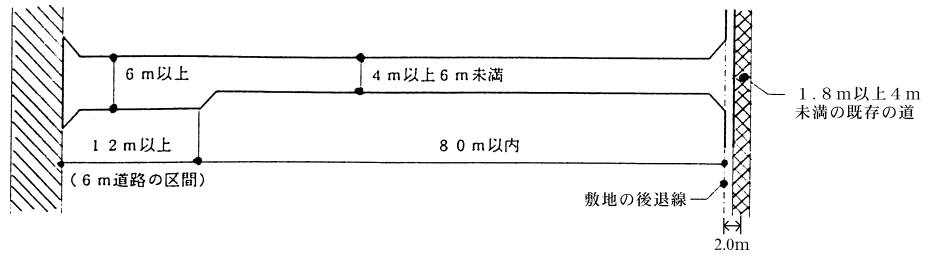
図



図



図



基本例

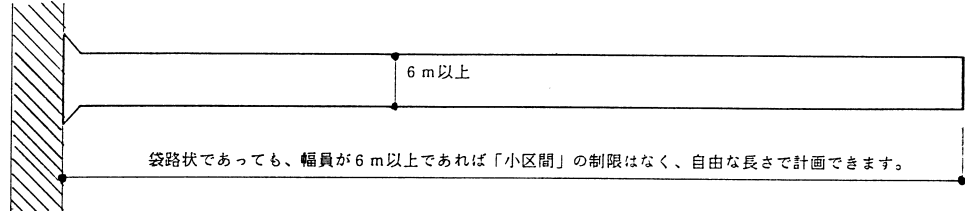


図 - 1

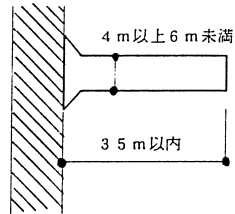


図 - 2

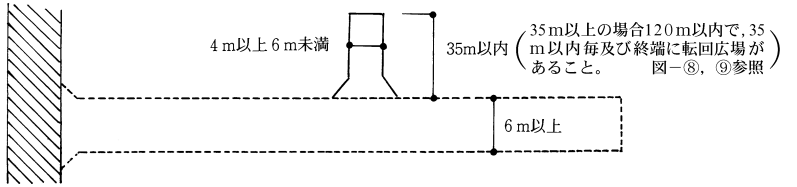
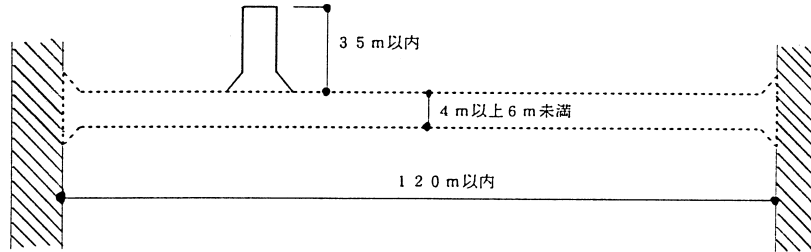


図 - 3



図

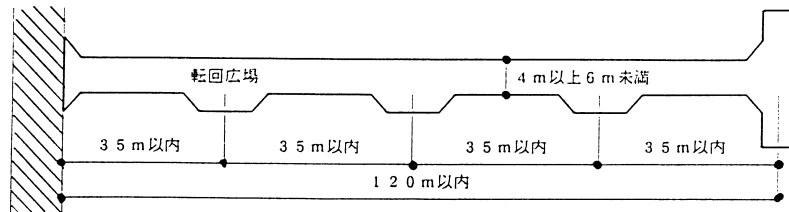
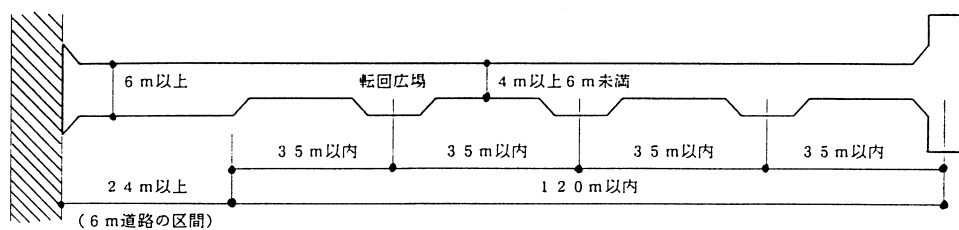
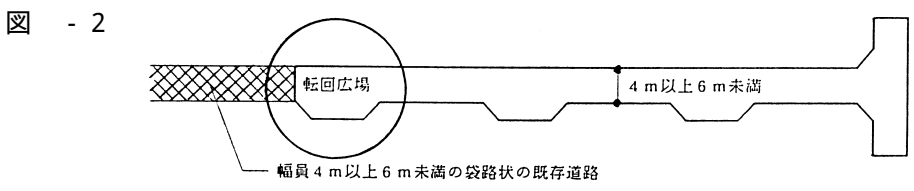
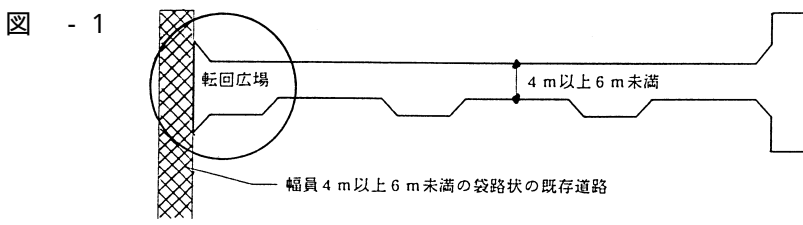
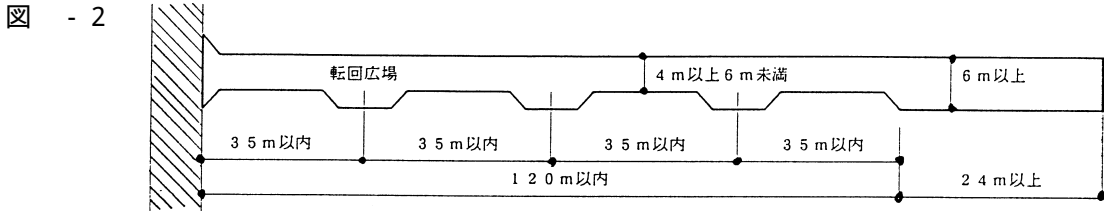
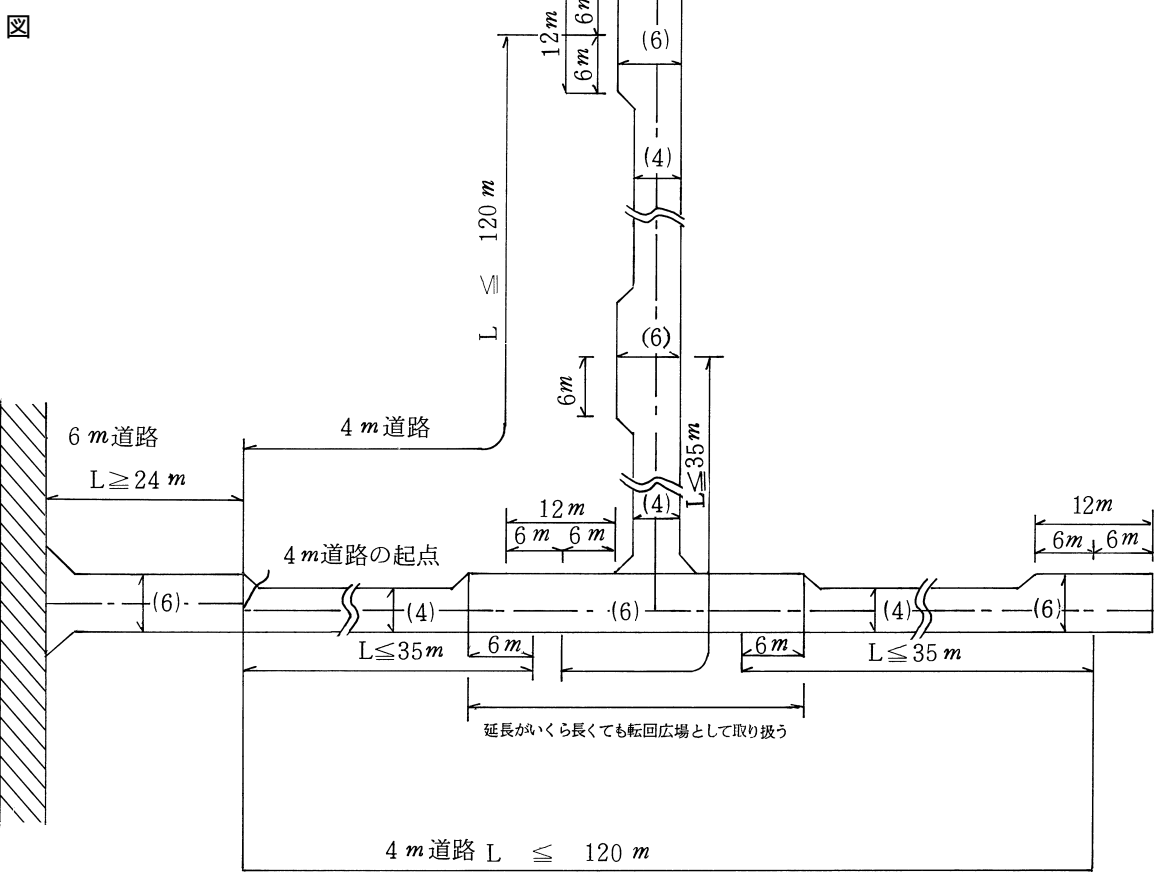


図 - 1

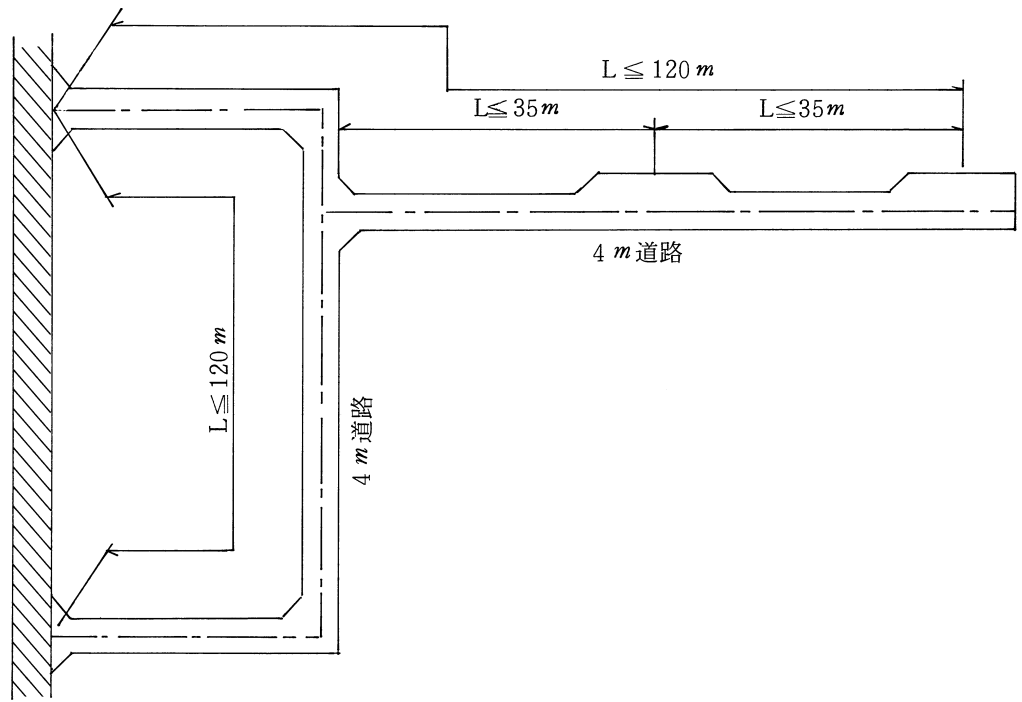




二 開発道路応用例

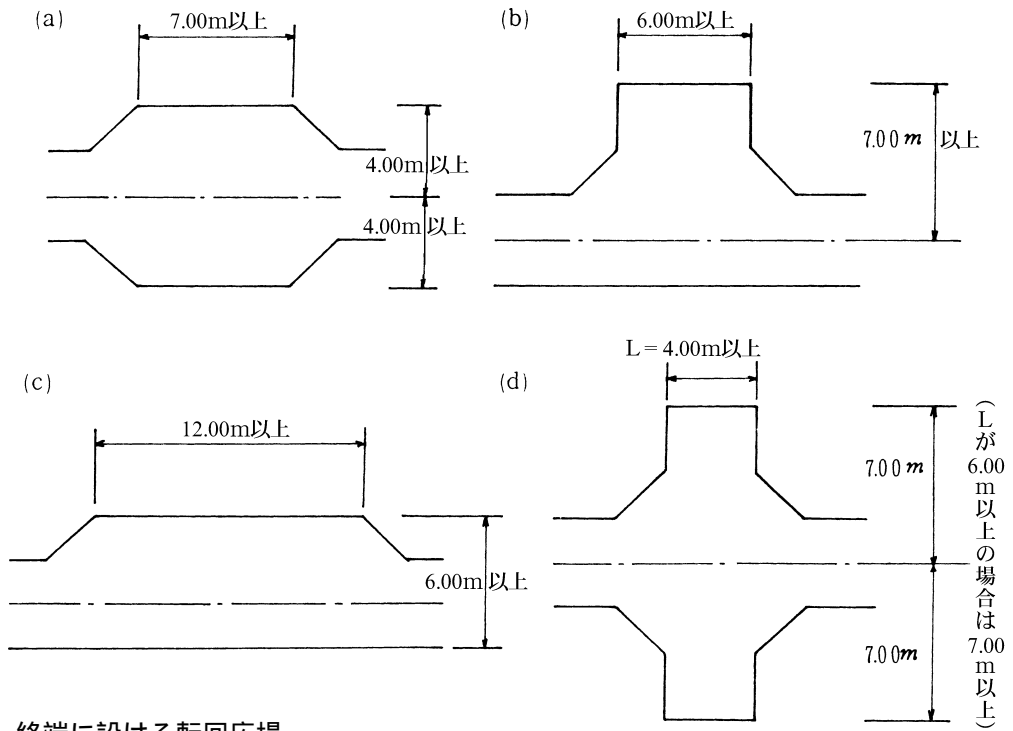


図

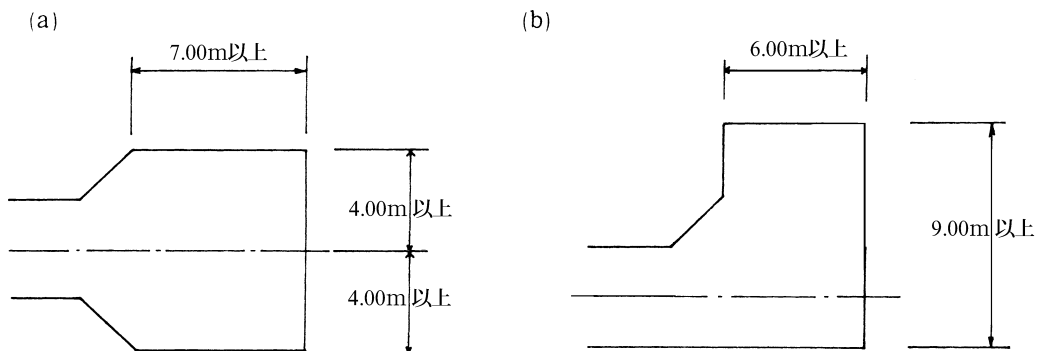


三 転回広場の計画図例

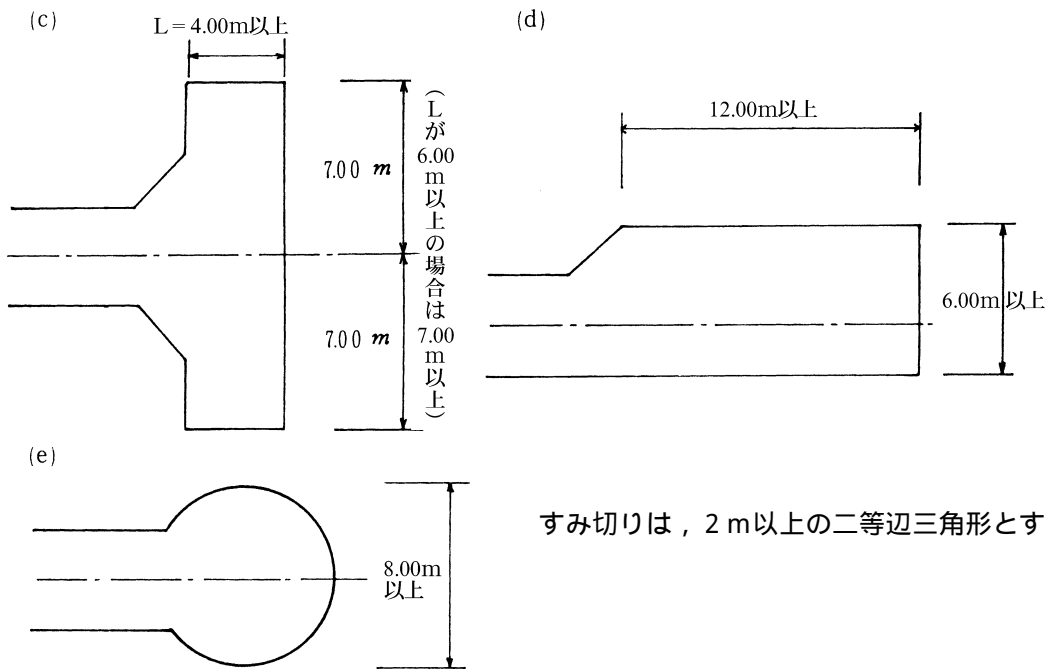
i 中間に設ける転回広場



ii 終端に設ける転回広場







すみ切りは、2 m以上の二等辺三角形とする。

市街化調整区域内の20ヘクタール以上の開発行為に関わる，道路の幅員の基準

市街化調整区域における開発区域の面積が20ha以上の開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。第6号及び第7号において同じ。）にあつては，予定建築物等の敷地から250m以内の距離に幅員12m以上の道路が設けられていること。（令第25条第3号）

市街化調整区域における開発区域の面積が20ヘクタール以上の開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）にあつては，予定建築物等の敷地から250m以内の距離に幅員12m以上の道路が設けられていること。

「開発区域内の主要な道路」が接続する道路の幅員

開発区域内の主要な道路は，開発区域外の幅員9m（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては，6.5m）以上の道路（開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは，車両の通行に支障がない道路）に接続していること。（令第25条第4号）

開発区域内の主要な道路は，敷地規模等に応じて次の表に掲げる幅員の道路（原則として公道）に接続するような計画とすること。

開発目的	開発規模に応じた幅員		
	3 ha未満	3 ha以上20ha未満	20ha以上
住宅地	4 m以上	6.5m以上	9 m以上
住宅地以外	6.5m以上（注1）		9 m以上（注2）

（注1）第二種特定工作物のうち墓園の用に供する開発行為で，交通上支障がないと認められる場合は，「5m」を限度に緩和される。

（注2）第二種特定工作物の用に供する開発行為で，交通上支障がないと認められる場合は，「6.5m」を限度に緩和される。

ただし、自然的土地利用と調和したレクリエーションのための施設の用に供する開発行為であり、かつ開発区域からの自動車発生交通量が多くなく、大型車の混入もほとんどないことから、周辺の道路の開発前の交通量を考慮しても交通上支障がないと認められる幅員の道路（4 m未満は不可）に接している場合は、これによらないことができる。

具体的には、キャンプ場、オートキャンプ場、ピクニック緑地、モトクロス場等の用に供する開発行為が該当する可能性がある。

#### 歩 道

開発区域内の幅員9 m以上の道路は、歩車道が分離されていること。 （令第25条第5号）

車道について幅員6 m以上が確保されるもの、すなわち、少なくとも片側に2 mの歩道及び両側に0.5 mの路肩を考え、幅員9 m以上のものについて歩車道分離が必要である。

### (3) 道路の構造

#### 舗 装

道路は、砂利敷その他の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造とし、かつ、適当な値の横断勾配が附されていること。 （則第24条第1号）

イ 道路の路面は、セメントコンクリート舗装、アスファルト舗装、簡易舗装、安定処理、水締マカダム、砂利敷、その他ぬかるみにならない構造とすること。

なお、原則として車道部分はアスファルト舗装又はセメントコンクリート舗装とすること。又縦断勾配が9%をこえる道路は、すべり止め舗装等安全上必要な措置を講じること。

ロ 車道及び路肩の横断勾配は、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる数値を標準とすること。なお、歩道の横断勾配は2%を標準とすること。

路 面 の 種 類	横 断 勾 配
セメントコンクリート舗装 及びアスファルト舗装	1.5%以上2.0%以下
そ の 他	3.0%以上5.0%以下

ハ 道路の舗装に関しては、「アスファルト舗装要綱」、「セメントコンクリート舗装要綱」、「簡易舗装要綱」（社）日本道路協会）に準拠すること。

（参考）車道アスファルト舗装

#### 交 通 量 の 区 分

想 定 道 路	交通量の区分	大型車交通量（台/日・一方向）
区 画 道 路	L 交 通	100未満
区 画 幹 線 道 路	A 交 通	100以上 250未満
住 区 幹 線 道 路	B 交 通	250以上1,000未満
主 要 幹 線 道 路	C 交 通	1,000以上3,000未満
	D 交 通	3,000以上

表層 + 基層の最小厚さ

交通量の区分	表層 + 基層の最小厚さ (cm)
L, A 交通	5
B 交通	10 ( 5 )
C 交通	15 ( 10 )
D 交通	20 ( 15 )

( ) 内は上層路盤に歴青安定処理を用いる場合の最小厚さを示す。

標準舗装構成

交通区分	設計 CBR	表層 + 基層 (cm)	上層路盤 (cm)			下層路盤 (cm)	TA	合計厚 (cm)
			AS安定	粒調砕石	HMS	クラッシャーラン		
L 交通	2	5		20		20	17.0	45
		5			12	25	17.9	42
	3	5		15		20	15.3	40
		5			10	20	15.5	35
	4	5		15		15	14.0	35
		5			10	15	14.3	30
	6	5		10		15	12.3	30
		5			10	10	13.0	25
8	5		10		10	11.0	25	
A 交通	2	5		10		50	21.0	65
		5		25		30	21.3	60
		5			15	35	22.0	55
	3	5		15		35	19.0	55
		5			15	25	19.5	45
	4	5		10		40	18.5	55
		5		20		25	18.3	50
		5			15	20	18.3	40
	6	5		10		30	16.0	45
		5			15	15	17.0	35
	8	5		15		15	14.0	35
		5			10	15	14.3	30
12	5		10		20	13.5	35	
	5			10	10	13.0	25	
B 交通	2	10		15		55	29.0	80
		10		30		35	29.3	75
		10			25	25	30.0	60

交通区分	設計 CBR	表層+基層 (cm)	上層路盤 (cm)			下層路盤 (cm)	T A	合計厚 (cm)
			A S 安定	粒調碎石	H M S	クラッシャーラン		
B 交通	3	10		10		50	26.0	70
		10		25		30	26.3	65
		10			20	20	26.0	50
	4	10		15		35	24.0	60
		10			15	25	24.5	50
	6	10		10		30	21.0	50
		10			15	15	22.0	40
	8	10		15		15	19.0	40
		10			10	15	19.3	35
	12	10		10		15	17.3	35
10				10	10	18.0	30	
C 交通	2	15		40		40	39.0	95
		15			30	30	39.0	75
		10	10	35		35	39.0	90
		10	9		25	35	39.7	79
	3	15		15		60	35.3	90
		15		30		40	35.5	85
		15			25	25	35.0	65
		10	8	25		40	35.2	83
		10	8		15	45	35.9	78
	4	15		20		40	32.0	75
		15			15	35	32.0	65
		10	8	20		35	32.2	73
		10	8		20	20	32.4	58
	6	15		10		40	28.5	65
		15		20		25	28.3	60
		15			15	20	28.3	50
		10	8	20		20	28.4	58
		10	8		15	15	28.4	48
	8	15		10		30	26.0	55
		15			15	15	27.0	45
		10	8	15		20	26.7	53
		10	8		10	20	26.9	48
	12	15		10		20	23.5	45
		15			10	10	23.0	35
	20	15		10		10	21.0	35

(注) 上記表は標準舗装構成であり、現地の状況等により、これにより難しい場合は、別途検討すること。

二 歩道舗装工は次を標準とする。

- i 路盤工
 

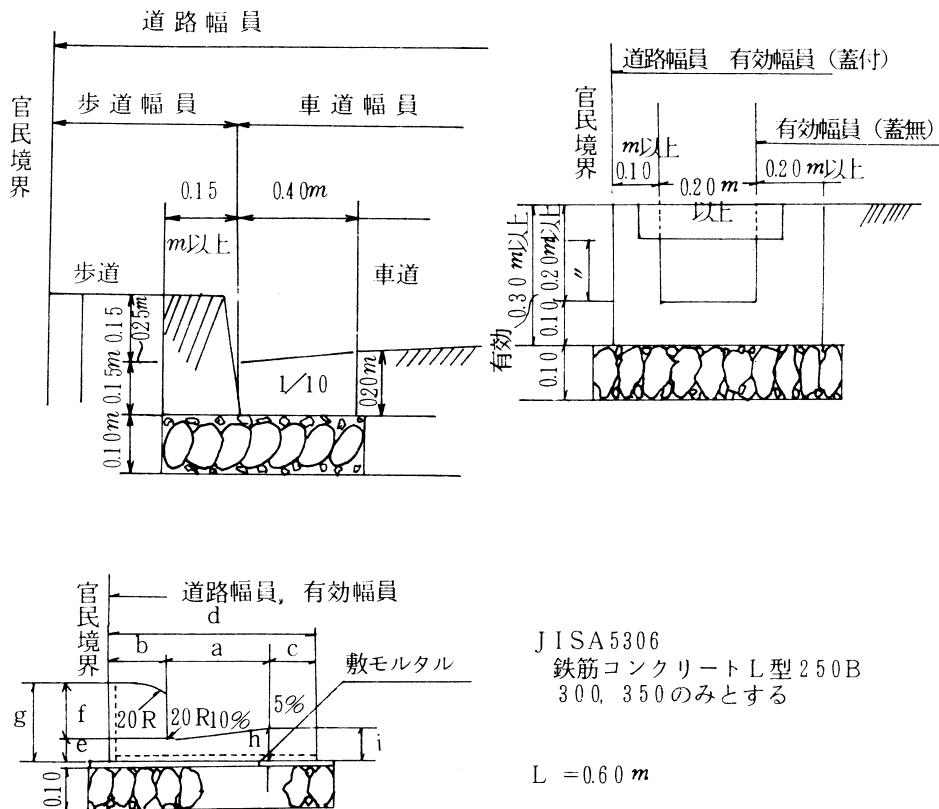
}	粒度調整碎石	7 cm	}	以上
	粒度調整鉞砕	7 cm		
	クラッシャーラン	10cm		

ii 表層工 密粒度アスファルトコンクリート 3 cm以上

排水施設

道路には、雨水等を有効に排出するため必要な側溝、街渠その他の適当な施設が設けられていること。(則第24条第2号)

道路には、雨水等を有効に排出するため原則として次の図の構造と同等以上の側溝を設けること。また、現場打コンクリート構造の伸縮目地は施行間隔10mを標準に設けなければならない。



L型側溝 (コンクリート二次製品)

呼び方	寸法 (mm)									鉄筋			
										縦鉄筋		横鉄筋	
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	径 (mm)	数量 (本)	径 (mm)	数量 (本)
250 B	250	100	100	450	55	100	155	80	85	4	5	4	5
300	300	100	100	500	55	100	155	85	90	4	5	4	5
350	350	100	100	550	55	100	155	155	95	4	5	6	5

線 形

道路の縦断勾配は、9%以下であること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り、12%以下とすることができる。 (則第24条第3号)

イ 道路の縦断勾配は次の表に掲げる値以下とすること。

道路の区分	縦断勾配	地形等によりやむを得ないと認められる場合の縦断勾配
区画道路	9%以下	9~12%
区画幹線道路	7%以下	7~9%
幹線道路	6%以下	6~8%

ロ 地形等によりやむを得ないと認められる場合の縦断勾配の制限長は次の表の値を標準とすること。

縦断勾配	制限長
6~7%	300m
7~8%	200m
8~9%	150m
9~10%	100m
10~12%	50m

ハ 道路の曲線半径は次の表の左欄の値を標準とすること。ただし、地形等によりやむを得ない箇所については同表の右欄まで縮小することができる。

道路区分	曲線半径	
幹線道路	100m	80m
区画幹線道路	60m	50m
区画道路	15m	-

階段状の道路

道路は、階段状でないこと。ただし、もっぱら歩行者の通行の用に供する道路で、通行の安全上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。 (則第24条第4号)

階段状とする道路は次の基準に適合する階段を設けるものとする。

イ 階段の踏面の寸法が30cm以上、けあげの寸法が15cm以下とすること。

ロ 高さが3mをこえるものにあつては、高さ3m以内ごとに1.5mの踏幅の水平部分を設けること。

ハ 階段には必要に応じて有効な手すりを設けること。

## 道路の平面交差

歩道のない道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は歩道のない道路のまがりかどは、  
適当な長さで街角が切り取られていること。 (則第24条第6号)

イ 平面交差点の脚数は、原則として4本以下とし、取付部の勾配はできるだけゆるやかなものとする  
こと。

ロ 接続道路と開発道路(取付道路)との平面交差は、原則として道路管理者となるべき者及び公安  
委員会との協議を行うこと。

ハ 道路の交差角は、原則として60度以上で直角に近いものとし、やむを得ないと認められる場合  
でも45度以上とすること。

ニ すみ切りの取り方は、一を基本とすること。やむを得ないと認められる場合は二とすることが  
できる。ただし、道路管理者との協議により別途定める場合は、この限りではない。

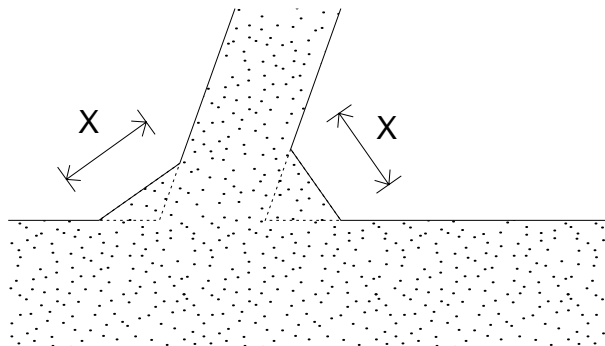
また、歩道を有する道路の場合は、車道についてこの基準を準用すること。

なお、幅員4m未満の道路と交差する場合は、道路後退線(建築基準法第42条第2項)を道路境  
界線とみなしてすみ切りをとること。

一 両すみ切り(両側のまがりかどを共にすみ切る方法)

次の図のXの長さについて、道路幅員に応じ次の表に掲げる長さ以上確保すること。

なお、二等辺三角形状にすみ切ること。



すみ切りの長さ「X」の表（\*は、道路管理者と個別に協議する。）

単位：m

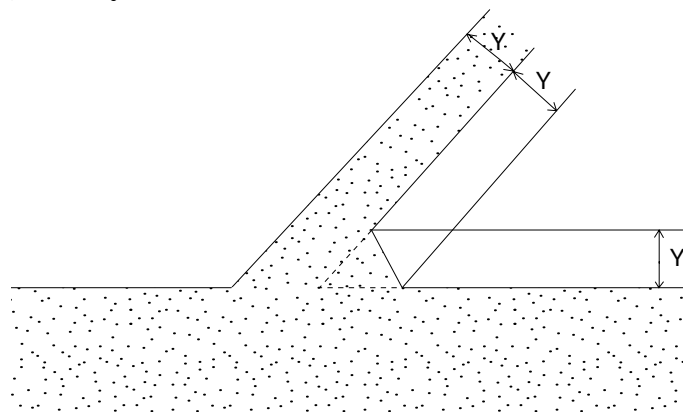
道路幅員	40m	30m	20m	15m	12m	10m	8m	6m	4m
4m	*	*	*	*	*	3 4 2	3 4 2	3 4 2	3 4 2
6m	*	*	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	
8m	*	*	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4		
10m	*	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4			
12m	6 8 5	6 8 5	6 8 5	6 8 5	6 8 5				
15m	8 10 6	8 10 6	8 10 6	8 10 6					
20m	10 12 8	10 12 8	10 12 8						
30m	10 12 8	10 12 8							
40m	12 15 8								

上 段	交差角が 90度前後の場合
中 段	交差角が 45度～60度の場合
下 段	交差角が 120度～135度の場合

## 二 片すみ切り（片側のまがりかどだけをすみ切る方法）

次の図のYの長さについて、当該道路のうち狭い方の道路の幅員の長さ（4m未満の場合は4m）以上確保すること。





## 歩車道の分離

歩道は、縁石線又はさくその他これに類する工作物によって車道から分離されていること。

(則第24条第7号)

- イ 歩道と車道は原則として縁石で分離されていること。ただし、縁石を設置することが不適当か又は不可能な場合は防護柵等の工作物で分離すること。
- ロ マウンドアップタイプの歩道は当該道路の車両の通行の用に供する部分より歩道を次の表に掲げる値だけ高くすることを標準とすること(新規に整備する場合は、原則フラットタイプとすること。 )。

車道幅員13m以上でかつ駐停車頻度が少ない幹線道路	20cm以上
上記以外の道路	15cm以上20cm未満

- ハ 歩道の幅員は次の表の歩道幅員欄の左欄に掲げる値以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない箇所については、右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路幅員	歩道幅員	
9m以上~12m未満	2.0m	-
12m以上	3.5m	2.0m

路上施設を設ける場合は、上記の値に、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2m、並木を設ける場合にあっては1.5m、ベンチを設ける場合にあっては1m、その他の場合にあっては0.5mを加えた値とすること。

- ニ 自転車道、自転車歩行者道の幅員は、「道路構造令」を参照すること。
- ホ 歩道には2%を標準として横断勾配を付するものとし、形状は直線とすること。

## 道路交通安全施設

- イ 道路には通行の安全を確保するため次に該当する区間に防護柵を設けること。
- 一 歩行者及び沿道の人家の保護のため必要と認められる区間
  - 二 交差付近等で自動車交通量が多く歩行者の横断が危険と認められ、歩行者を誘導する必要がある区間
  - 三 三差路等で車両が突き当るおそれがある区間
  - 四 4%以上の下り勾配の曲線部の区間
  - 五 地形上道路が高く路側と5m以上(ただし、人家連担地域では1.5m以上)の高低差のある区間
  - 六 その他通行の安全上必要と認められる区間
- ロ 防護柵は「防護柵設置要綱」(社)日本道路協会)に準拠すること。
- ハ 道路の通行の安全上必要と認められるときは当該道路に区画線、安全標識、街路照明等の安全措置を講じること。

## 橋 梁

- イ 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は鋼構造、コンクリート構造又これらに準ずる

構造とするものとし、設計自動車荷重は、幹線道路にあつては総重量25tfの大型車の走行頻度が比較的高い状況を想定した荷重（B活荷重）、区画道路にあつては当該道路の自動車の交通の状況に応じ、B活荷重又は総重量25tfの大型車の走行頻度が比較的低い状況を想定した荷重（A活荷重）とすることを原則とするが、歩道橋及び付替橋等については従前の荷重等を参考に決めること。

ロ 橋梁の設計は、「道路橋示方書」（社）日本道路協会）に準拠すること。

(4) 道路に関するその他の基準

イ 建築限界、その他の道路の幾何構造は、「道路構造令」の各条項の基準に準拠すること。

ロ 車線の数が4以上の道路には円滑な交通を確保するために、原則として、中央分離帯を設けて車道を往復の方向に分離すること。

なお中央分離帯の幅員は、「道路構造令」を参照すること。

ハ 湖沼、水田、低湿地などにおける路面高は最高水位より0.5m以上であること。

ニ 道路の埋設物の埋設深さは原則として1.2m以上とすること。

ホ 開発行為により整備される道路の歩道、横断歩道橋等は岡山市、倉敷市又は津山市以外の市町村の区域では「岡山県福祉のまちづくり条例」（平成12年岡山県条例第1号）、岡山市の区域では「岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例」（平成13年岡山市条例第58号）、倉敷市の区域では「倉敷市福祉のまちづくり条例」（平成9年倉敷市条例第24号）、津山市の区域では「人にやさしいまちづくり条例」（平成12年津山市条例第54号）の適用を受けます。

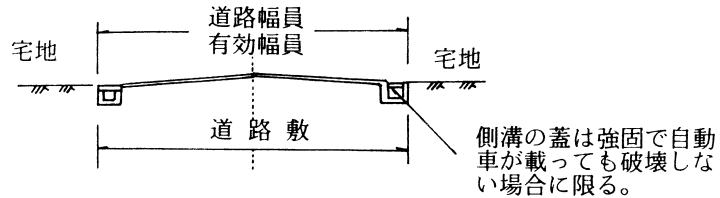
（岡山県福祉のまちづくり条例抜粋）

項目	小項目	主な整備基準		
(1) 歩道	1) 歩道	1	表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	
		2	幅員200cm以上（自転車歩行者道の場合は、幅員300cm以上）で100cm以上の平坦部分を確保	
		3	排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの前輪が落ち込みにくい構造の溝ぶた	
		4	横断勾配は、2%以下	
	2) 交差点部分及び縁石の切り下げ部分	5	イ	段差は、車いすが通過する際支障がないもので視覚障害者が段差を認識可能なもの
			ロ	すりつけ勾配5%以下（やむを得ない場合8%以下）
			ハ	すりつけ部と段差との間におおむね150cmの水平区間を確保
	3) 視覚障害者用誘導用床材	6	必要に応じて誘導用床材、注意喚起用床材の敷設（色は原則として黄色）	
4) バス、タクシーの乗降場及びその付近	7	停留所付近その他必要に応じていすの設置場所を確保		
5) 滞留場所	8	横断歩道、乗降場と接する歩道には必要に応じて滞留場所の確保		
(2) 横断歩道橋等	横断歩道橋及び横断地下道	1	階段、傾斜路及び踊場に手すりの設置	
		2	回り段の禁止	
		3	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
		4	段は識別しやすくつまづきにくいもの	
		5	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材を敷設	

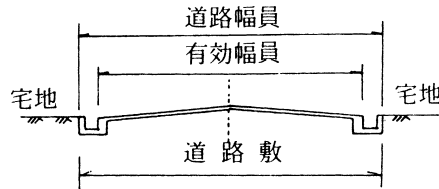
## 2 幅員の定義

この基準の中で、道路の「幅員」とは、次の図に示す「有効幅員」をいう。ただし、開発区域外の道路にあつては、ガードレール等の存在によって必要有効幅員が不足し、かつやむを得ない事情が認められる場合に限り、当該道路の「道路幅員」を「有効幅員」とみなす。

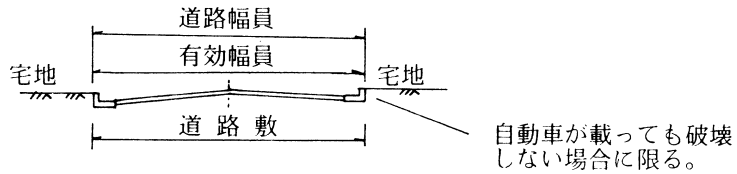
U型側溝設置の場合（蓋設置）



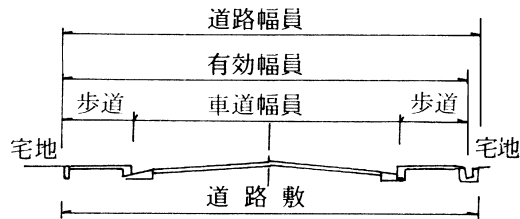
U型側溝設置の場合（蓋なし）



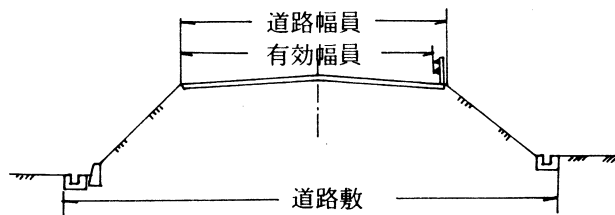
L型側溝設置の場合



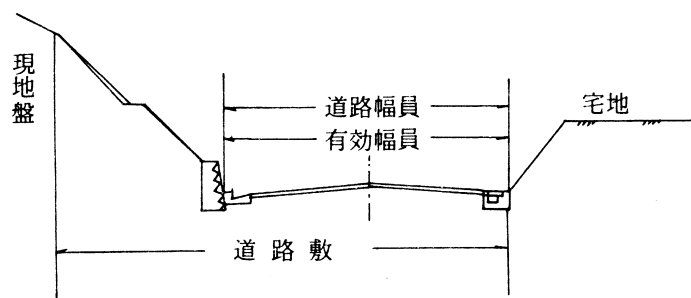
歩車道分離の場合



盛土の場合



切土の場合



(注) 公共施設(道路)の範囲は道路管理者との協議による。